

埼玉県新卒保育士就職準備金貸付事業の会計処理等について

令和7年12月
埼玉県社会福祉協議会

標記貸付事業の利用に伴う会計処理、所得税及び社会保険料の取り扱いについて、下記のとおり定めておりますので、内容を御確認のうえ適切に取扱いくださるようお願いいたします。

1 保育事業者の会計処理について

別紙『令和5年6月2日付け埼玉県新卒保育士就職準備金貸付事業の会計処理（例）について』のとおり

2 就職準備金の所得税について

(1) 所得税の取り扱いについて

新卒保育士が、本資金を返還することが不要になった時点（※1）で、「給与所得」に該当し所得税が発生するため、源泉徴収が必要となります。

※1 「給付」の場合：交付した時点
「貸付」の場合：返還免除となった時点

(2) 所得税の源泉徴収の負担について

所得税の源泉徴収については、新卒保育士に交付する20万円から差し引いて支給することも可とします。

3 就職準備金の社会保険料について

(1) 社会保険料の取り扱いについて

新卒保育士が、被保険者の資格取得期間中に本資金を返還することが不要になった時点（※1）で、「標準賞与額」の対象となるため、「賞与支払届」により届出をする必要があります。

※1 「給付」の場合：交付した時点
「貸付」の場合：返還免除となった時点

(2) 社会保険料の本人負担額について

社会保険料のうち、本人負担額（1/2）については、新卒保育士に交付する20万円から差し引いて支給することも可とします。

4 参考

【パターン例】

	パターン	所得税	社会保険料
「給付」 の場合	<p>【新卒保育士に就職準備金を交付した時点で事業所と新卒保育士の間に雇用関係あり】</p> <p>4月1日採用の新卒保育士に20万円を4月1日以降に給付</p>	<p><u>新卒保育士に交付した時点で所得税が発生する</u> (源泉徴収後の金額で給付可)。</p>	<p><u>新卒保育士に交付した時点で標準賞与額の対象となり、届出が必要。</u></p>
	<p>【新卒保育士に就職準備金を交付した時点で事業所と新卒保育士の間に雇用関係なし】</p> <p>4月1日採用予定の新卒保育士に3月中に20万円を給付</p>	<p>新卒保育士に交付した時点で「雑所得」に該当する。必要に応じて個人での確定申告が必要。 ※年間の雑所得が20万円以下の場合、原則として確定申告は不要。</p>	<p>被保険者の資格取得期間ではないため、手続き不要。</p>
「貸付」 の場合		<p>新卒保育士が<u>返還免除となった時点で所得税が発生する</u> (返還免除月の給与から源泉徴収可)。</p>	<p>新卒保育士が<u>返還免除となった時点で標準賞与額の対象となり、届出が必要。</u></p>